

第 [] 号による生活保護費変更決定（以下「本件変更決定1」という。）、第 [] 号による生活保護費変更決定（以下「本件変更決定2」という。）及び第 [] 号による生活保護費変更決定（以下「本件変更決定3」といい、本件変更決定1、本件変更決定2及び本件変更決定3を併せて「本件変更決定」という。）を行い、通知した。

5 平成29年3月9日、請求人は大阪府知事に対し、本件変更決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

処分行、担当ケースワーカー前任者が、請求人の身体障害者手帳を確認したにも係らず3級の加算金を忘れていたため、本件変更決定の取消しを求める。

(2) 請求人から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 本件変更決定1通知書には、「法による保護を次のとおり決定いたしましたから通知します。 1 保護変更 平成28年12月1日 4 保護決定理由 平成28年12月1日付け障害者加算を認定します。 今回支給額 17,530円」との記載がある。

イ 本件変更決定2通知書には、「法による保護を次のとおり決定いたしましたから通知します。 1 保護変更 平成29年1月1日 4 保護決定理由 平成29年1月1日付け障害者加算を認定します。 今回支給額 17,530円」との記載がある。

ウ 本件変更決定3通知書には、「法による保護を次のとおり決定いたしましたから通知します。 1 保護変更 平成29年2月1日 4 保護決定理由 平成29年2月1日付け障害者加算を認定します。 今回支給額 17,530円」との記載がある。

(3) 平成29年5月17日付けで、審理員は請求人に対して、後記2 処分行の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また、平成29年7月7日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年5月8日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 処分庁が請求人に対して行った本件変更決定は、法に基づいて適正に行ったものであり、請求人の審査請求を棄却するとの裁決を求める。

イ 事実経過

(ア) 平成21年11月2日 体調不良により就労できず生活に困窮し、XXXXXXXXXXに相談。敷金等の扶助を受け生活保護を開始し、処分庁へ移管となる。

(イ) 平成28年2月10日 身体障害者手帳が交付される。提出により、3級所持を確認。

(ウ) 平成28年2月29日 医療機関より、請求人の身体障害者手帳申請に係る主治医意見書診断書料の請求があり、支給を決定。

(エ) 平成29年2月20日 医療機関より、請求人の身体障害者手帳更新申請に係る主治医意見書診断書料の請求があり、支給を決定。

(オ) 平成29年2月23日 平成28年2月の手帳交付時、1年後に再認定が必要となっていたため請求人が申請を行ったところ、等級が3級から4級に変更となる。等級変更により障害者加算の認定を削除する必要があり確認を行ったところ、当初より加算がされていなかったことが判明。

(カ) 平成29年2月27日 本件変更決定。平成28年12月から平成29年2月分の障害者加算、各月17,530円を認定。

(キ) 平成29年2月28日 請求人へ連絡し、訪問のうえ説明する旨伝える。請求人より来所するとの申し出あり。担当ケースワーカーと査察指導員で本件変更決定通知書を手渡し、認定額の漏れについて説明を行うとともに謝罪した。平成28年12月分より加算を認定し、差額を追給する旨を説明。請求人から、なぜそのようなことが起こったのが、誰のミスで起こったのか、との質問あり。確認不足とチェック漏れについては、担当者だけの問題ではないことを説明するも、納得がいかないとの申し立て。異議申し立てを行うため、具体的な方法について質問あり。後日、審査請求書のひな形を示すこととなる。

(ク) 平成29年3月3日 請求人来所。平成28年12月から平成29年2月分の障

害者加算について受領。審査請求書のひな形を示す際に、遡及変更可能な期間の追加支給を行っており、請求人の申し立てが却下される可能性についても説明しておく。請求人は了承した。

(ケ) 平成29年3月9日 請求人来所。請求人より、等級変更された身体障害者手帳の提示があり写しをとる。その際、審査請求書について提出したと申し出あり。

ウ 処分の正当性について

生活保護費の遡及について

以下の理由により平成28年11月以前分について障害者加算を遡及支給することはできない。

生活保護制度は、現在の生活困窮に対応するための制度であるという基本的考えに基づき、『最低生活費の遡及変更の限度は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない』（生活保護手帳別冊問答集 問13-2）

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成28年2月10日に処分庁が受理した請求人の身体障害者手帳には、「交付日 同日、障害等級 3級」との記載がある。

イ 平成29年2月23日付けのケース記録票には、「地域福祉担当からケースワーカーに内線連絡。請求人身体障害者手帳3級所有しているが、本日、手帳更新のための診断書を提出したところ、手帳4級となったとのこと。手帳の交付は同年3月の予定。生活保護で加算を認定している可能性があると思い、情報提供したとのこと。ケースワーカーが確認したところ、加算認定されていなかったため、査察指導員に報告。（中略）今月中に保護変更を行い、遡及可能な平成28年12月分からの差額を支給することとする。」との記載がある。

ウ 平成29年2月27日付けのケース記録票には、「身体障害者手帳3級を所有していたことが判明。平成28年12月1日付け障害者加算を認定する。」との記載がある。

エ 平成29年2月27日付けの保護決定調書には、「変更年月日 平成28年12月1日、決定理由 同日付け障害者加算を認定します。」と記載され、生活費の加算欄に、障害者加算として17,530円を支給する旨の記載がある。

オ 平成29年2月27日付けの保護決定調書には、「変更年月日 同年1月1日、決

定理由 同日付け障害者加算を認定します。」と記載され、生活費の加算欄に、障害者加算として17,530円を支給する旨の記載がある。

カ 平成29年2月27日付けの保護決定調書には、「変更年月日 同月1日、決定理由 同日付け障害者加算を認定します。」と記載され、生活費の加算欄に、障害者加算として17,530円を支給する旨の記載がある。

キ 平成29年2月28日付けのケース記録票には、「ケースワーカーから請求人に架電。訪問して説明させていただきたいことがあると伝えたと、訪問ではなく請求人処分庁に来所して話を聞くとの返答。本日午前来所すると。(中略)請求人来所。査察指導員同席でブースにて面談。請求人平成28年2月10日障害者手帳3級交付されていたが、生活保護障害者加算を認定できていなかったため、遡及可能な同年12月分からの差額を平成29年3月3日に追給する旨説明し、認定漏れを謝罪。本件変更決定通知書を見せ、説明を行った。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)別表第1第2章の2障害者加算の(2)において「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げるものとして、「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く。」と規定している。

平成28年度の障害者加算額は、請求人が居住する1級地において、上記(2)のイに該当する者は17,530円である。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)の第7の2の(2)のエ 障害者加算の(ウ)では、「保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の間第10の11の答では、実施機関からの追加支給を行うべき場合について、「次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。」と定めている。
- (6) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)の間13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要がある場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」としている。

2 本件変更決定について

- (1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の(1)及び(2)のとおり、処分庁は、平成28年3月から請求人の障害者加算を認定すべきであったことを発見したため、前記1の(6)により、発見月の前々月である平成28年12月に遡り、同月分、平成29年1月及び同年2月分の保護費について障害者加算相当額の17,530円の追給を行うという本件変更決定を行ったことが認められる。なお、本件変更決定は、最低生活費の遡及変更は発見月からその前々月分までとする処分庁の考えに基づき、同日付けで決定された同義性及び連続性を有するものであることが認められる。
- (2) 処分庁は、前記1の(6)に基づき、扶助費の遡及支給は3か月と限定されていることから、障害者加算の認定を発見月からその前々月分までとする本件変更決定を行った旨主張する。
- 確かに、前記1の(6)では、法に基づく生活保護の扶助費は生活困窮に直接的に対処する給付という性質のものであることから、保護費の遡及支給の限度は3か月とされており、3か月を超えて追加支給することは妥当でないと示されていると

ころである。

しかしながら、本件については、前記2 処分庁の主張の(1)のイの(オ)、(キ)及び(2)のイ、ウ、キにあるとおり、請求人は平成28年2月10日に3級の身体障害者手帳を処分庁に提出しており、よって、処分庁は翌月の同年3月から障害者加算を認定すべきであったにもかかわらず、その漏れにより1年近くにわたって障害者加算を支給していなかったという事実は、処分庁自身が認めているところであり、本件変更決定に係る手続きに瑕疵があることは明らかである。

この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決(最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁)が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けられることができると規定し(2条参照)、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから(8条1項参照)、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せかんがみると、処分庁がその過誤により請求人に平成28年3月分以降の障害者加算を認定していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるということが出来る。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって(要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。)、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである(東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照)」と判示する。

これらを踏まえると、処分庁の過誤により、平成28年3月分以降の保護費の決定処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件変更決定がこれら処分の適法性を前提として平成28年12月分からの3か月分の遡及支給を行っている点で、本件変更決定は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年10月26日

審査庁 大阪府知事 松井



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。